

郵送用住民票等写交付申請書

北方町長様

年 月 日

あなたの住所・氏名	住所	〒 -		
	氏名	●屋間連絡がとれる電話番号(※必ず記載入) ()		
	(フリガナ)	あなたと世帯主との関係		
	(印)		1 本人 2 同じ世帯の人 3 その他()	

必要な証明書の内容	住所	岐阜県本巣郡北方町			
	世帯主氏名				
	証明書の種類	住民票〔世帯全員〕	本籍及び続柄の記載 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	300円	通
		住民票〔世帯の一部〕	本籍及び続柄の記載 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 記載してほしい人の名前()	300円	通
		記載事項証明		300円	通
使用目的	(※あなたと世帯主の関係が、3、その他の場合は特に具体的に書いて下さい)				

- ・手数料は市区町村により異なりますので、北方町以外に証明書を請求される場合は、あらかじめ各市区町村にお確かめ下さい。
- ・偽り、その他不正の手段により交付を受けたときは、過料に処せられます。不当な使用目的の場合は交付できません。
- ・本人及び同じ世帯の方以外の住民票を請求される場合は、本籍及び続柄の記載は省略の住民票になります。
- ・使用目的の理由によっては、交付できない場合もあります。

●同封するもの●

1. 手数料分の定額小為替(郵便局で購入し、未記入のまま同封してください。切手等では受付できません。)
2. あなたのお名前と現住所が確認できる書類
(現在の住民登録地が載った自動車運転免許証や保険証などのコピー)
3. 証明書の返信用封筒
(切手を貼って、あなたの住所・氏名を記入してください。会社等への返送はできません。)
4. 第三者の証明書を必要とする場合は、証明書の使用目的が説明できる資料(契約書のコピーなど)

※請求通数が多いときは、切手を余分に同封してください。
(速達にされるときは、通常郵便料金に加えて速達料金が必要です。)

●宛先●

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1-1
 北方町役場 住民保険課(戸籍請求)
 (電話)058-323-1113 内線148

※必要事項が記載されていないと交付できません。電話番号(携帯番号可)は必ず記入してください。